

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 30 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都 道 府 県 民 生 主 管 部 （ 局 ）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の
処方又は調剤に係る一部保険外療養の対象医薬品等について

要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の処方又は調剤に係る一部保険外療養については、「要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の処方又は調剤に係る一部保険外療養について」（令和 8 年 9 月 30 日付け保医発 0930 第 6 号）等において、その取扱いを示したところ、その対象となる具体的な医薬品について、下記のとおりであるため、その取扱いに遺漏のないよう、保険医療機関・保険薬局、審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 対象医薬品の考え方について

要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の処方又は調剤に係る一部保険外療養において、対象とする医薬品については、要指導医薬品又は一般用医薬品と成分、投与経路が同一で、一日最大用量が異ならない医療用医薬品（以下「対象医薬品」という。）とする。

2. 対象医薬品リストについて

1 の考え方に基づき対象医薬品についてリストを作成し、厚生労働省ホームページで公表しているため、参照されたい（別添 1）。

3. 対象医薬品が特別の料金の対象外となる場合のリストについて

「要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の処方又は調剤に係る一部保険外療養について」で示したとおり、要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の処方又は調剤に係る一部保険外療養において

は、特別の料金の対象外となる者・療養があり、そのうち、

- ・ 類似の要指導医薬品又は一般用医薬品において承認されている効能・効果では対応できない状態に対象医薬品を使用する場合
- ・ 妊婦、妊娠の可能性がある者及び授乳婦に対して特定の対象医薬品を使用する場合（妊婦及び妊娠の可能性がある者と授乳婦で対象となる対象医薬品がそれぞれ異なるため、留意すること。）

については、それぞれ該当する対象医薬品のリスト（類似の要指導医薬品又は一般用医薬品において承認されている効能・効果では対応できない状態に対象医薬品を使用する場合については、該当する対象医薬品について特別の料金の対象外となる効能・効果又は傷病名の対応関係のリスト）を作成し、厚生労働省ホームページで公表しているため、参照されたい（別添２・３）。

なお、対象医薬品と特別の料金の対象外となる効能・効果又は傷病名の対応関係のリスト（別添２）中の対象医薬品と傷病名の対応関係については、あくまで参考であり、対象医薬品について本リストに記載していない傷病名に対して使用した場合であっても、類似の要指導医薬品又は一般用医薬品において承認されている効能・効果では対応できない状態に対象医薬品を使用する場合であれば、特別の料金の対象外となることに留意すること。

４．その他

一部保険外療養に係る診療報酬の請求に用いる医薬品マスターについては、厚生労働省の診療報酬情報提供サービスにおいて掲載しているため、参照されたい。

別添１ 対象医薬品リスト

別添２ 対象医薬品と特別の料金の対象外となる効能・効果又は傷病名の対応関係のリスト

別添３ 妊婦等が特別の料金の対象外となる対象医薬品リスト

（参考１） 厚生労働省ホームページ「ＯＴＣ類似薬の保険給付の在り方の見直しについて（ＯＴＣ類似薬の一部保険外療養）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/juuyou/kougakuiiryuu/index_00001.html

（参考２） 厚生労働省 診療情報提供サービス

<https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/kaitei/doKaiteiR08/>